

	仮徴収税額 (4月・6月・8月支給の年金から徴収する税額)	本徴収税額 (10月・12月・2月支給の年金から徴収する税額)
現行	前年度の本徴収税額 ÷ 3	(年税額 - 仮徴収税額) ÷ 3
改正後	前年度の年税額 × 1/2 ÷ 3	(年税額 - 仮徴収税額) ÷ 3

(例) 65歳以上のAさん 個人住民税額 = 60,000円

年度	年税額	【現行】		【改正後】	
		仮徴収税額 (4月・6月・8月)	本徴収税額 (10月・12月・2月)	仮徴収税額 (4月・6月・8月)	本徴収税額 (10月・12月・2月)
N	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
N+1	36,000円 (医療費控除等により減少)	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円
N+2	60,000円	2,000円	18,000円	6,000円	14,000円
N+3	60,000円	18,000円	2,000円	10,000円	10,000円

【現行】一度生じた乖離が解消されない

【改正後】年税額が2年連続で同額の場合、乖離が解消され平準化される